

平成 22 年度第 24 回厚生労働省省内事業仕分け

開催日時：平成 22 年 12 月 13 日（月） 14：03～16：39

開催場所：厚生労働省専用第 15・16 会議室（12 階）

出席者：大久保座長、荒井仕分け人、安念仕分け人、小野寺仕分け人、高田仕分け人、吉田仕分け人

○総括審議官

時間になりましたので、第 24 回厚生労働省省内事業仕分けを開始いたします。本日の進行については、民間の有識者仕分け人のうちから、大久保和孝委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○大久保座長

本日の進行役を務めさせていただきます大久保です。どうぞよろしくお願いいたします。本日は日本クレーン協会と給水工事技術振興財団を対象として省内事業仕分けを実施します。それでは最初に日本クレーン協会を取り上げさせていただきますと思います。

（省内事業仕分け室からの説明）

○大久保座長

まず初めに、日本クレーン協会について簡単に省内事業仕分け室から概要のご説明をお願いします。

○総括審議官

それでは、日本クレーン協会につきましての資料 1 の 2 頁、「法人概要」です。基礎データですが、役員は常勤 3 名で非常勤が 36 名でしたけれども、平成 22 年度につきましては国家公務員出身者がそのうち 2 名で非常勤の人はいないと。職員は 349 名でこのほかに 38 名の非常勤職員がいると。このうち国家公務員出身者が常勤で 44 名、非常勤で 1 名ということです。予算につきましては 45 億円の支出です。なお、2 頁の下のほうに*で書いてありますが、専務理事のみが常勤で、常務理事は 6 月に退任しております。

「主な事務・事業」ですけれども、検査・検定事業、これが登録事業ですけれども、予算が 25.4 億円で国からの支出はありません。講習・教育事業も登録事業で 12.8 億円で国からの支出はありません。調査・研究事業で自主事業で 0.7 億円の事業があります。

右側の「組織体制」ですが、本部と地方があります。地方に支部、地区検査事務所、それから 41 の検査事務所になっていますが、ここにありますようにこの 10 月 1 日時点でブロック単位の地区検査事務所は廃止しているということです。簡単ですが以上です。

（担当部局・法人からの事業説明）

○大久保座長

引き続き、所管部局・法人側から、日本クレーン協会の事務・事業の概要をご説明いただくと共に当該法人の改革案の提示をお願いします。ポイントを絞って 13 分以内で簡

潔な説明にしていただければと思います。また、手元の資料にて説明を行う場合は、どの資料に沿っているのかを明確にしていいただいた上でご説明をお願いしたいと思います。制限時間となる 1 分前に事務局のほうからチャイムを鳴らさせていただきますので、ご留意の程、お願いします。それではよろしくお願いします。

○労働基準局安全衛生部長

安全衛生部長の平野です。まず、行政の方から日本クレーン協会が実施しております安全衛生法に基づきます検査・検定・講習・教習制度につきまして御説明させていただきます。資料 1 の 7 頁をご覧ください。クレーンは一言で申し上げますと、ご存じと思いますが、重量物を吊り上げて移動させる機械です。このクレーンは今言いましたように重量物を吊り上げて移動させるという非常に過酷な環境条件で使用されるために、労働安全衛生法に基づきまして、ハード・ソフト両面から安全対策を講じるというふうになっています。7 頁の左半分がそのクレーンが安全に動くか、あるいは安全装置が正しく働くかということを確認するための制度です。いちばん左の枠で、クレーンを使用していますと非常に高い重量の負荷を受けますので、それとともに使っていると経年的には劣化というものが出てきます。そういうことから定期的にその劣化や損傷の有無をチェックする性能検査というものを、クレーンを使用する事業場は受けなければならないということになっています。このクレーン協会は、この性能検査を実施する登録性能検査機関になっています。

次に 2 番目の枠ですが、クレーンの中には、「ジブ」というアームのようなもので吊るというタイプのものがありまして、それが荷を吊ったまま、これを伸ばし過ぎたりとか下にしたりしますとバランスを崩して転倒してしまいます。そのようなことにならないように「過負荷防止装置」と呼ばれる装置の装着が義務付けられて、それが十分な機能を持って有効に働くかを型式ごとに検定を受けることを、製造メーカーに義務付けています。そして、このクレーン協会はこの登録型式検定機関になっています。

次に右側のソフト面での対策についてですが、クレーンが機械として正しく働きますでも、運転する人の側に原因があったりしますと災害が発生するということも多くあるわけです。そこで労働安全衛生法におきましては、就業制限と呼んでおりますが、危険な仕事をしようとする者は一定の免許を取得する、あるいは技能講習を修了するということが必要になっています。就業の資格は危険度の高い順に免許の取得、それと技能講習の修了というふうに段階が付けられております。例えば移動式クレーンですと、5t 以上は免許制、1t から 5t 未満は技能講習の修了が必要となっています。クレーン協会はこのクレーンに係る技能講習というものを実施する登録教習機関ということになっています。

最後に、一番右の端ですが、先ほど申し上げましたとおり、クレーンの免許を取得する際には試験を受ける必要がありまして、この試験には学科のペーパーのテストと実技試験の両方に合格することが必要になっておりますが、この実技に関しましては普通に練習する場所は基本的にはないわけで、ただ、そういう場合に試験場でいきなり実技試験を受験しても不合格になってしまうということから、登録されました教習機関で実技を修了した場合は免許試験における実技を省略できるものとしております。そして実技教

習修了後に試験場にて学科試験のみに合格をすることで免許を得ることができると。自動車の教習と同じような制度ということです。このクレーン協会はこの登録教習機関になっているものです。性能検査、型式検定機関につきましては厚生労働大臣登録でして、公益法人や株式会社が登録を受けて、それぞれ検査や検定を実施しています。また、技能講習、実技教習につきましては都道府県労働局長登録でして、いろいろな機関が登録を受けて、これも講習を実施しているということになっています。

次に資料 1 の 3 頁の右側の欄ですが、この検査や講習の実施主体につきましては、労働安全衛生法が改正されまして、いずれも平成 15 年末に、それまでは指定という形になっていたわけですが、指定制度から登録制度に移行しまして、この(2)に書いてある登録基準を満たしさえすれば誰でも行政の裁量が入らずに、検査検定・講習の実施機関となれるとなっております。行政のほうからは以上です。

○日本クレーン協会会長

社団法人日本クレーン協会会長の鈴木でございます。どうぞよろしく申し上げます。私からは協会の事業内容と実施体制、今後の改革案等について、資料に基づき後説明申し上げます。日本クレーン協会はクレーン等のメーカー、ユーザー等を会員とする社団法人で、全国に約 5,900 の会員を擁しています。その目的はクレーン等による事故、災害の防止であり、昭和 38 年 9 月に設立され、翌 10 月に当時の労働省より公益法人としての認可を受けております。クレーン等による事故、災害は毎年多く発生しておりまして、中にはクレーン等の転倒等により通行人等の一般公衆にも被害が及ぶものも発生しています。このような事故又は災害の発生及びその危険性を未然に防止するために、専門的な団体としまして当協会は発足したもので、40 年余りにわたりまして災害防止に向けた各種の活動を実施してきているところです。当協会の主な事業は、調査・研究事業、検査・検定事業及び講習・教習事業の 3 事業です。

まず、調査・研究事業ですが、資料 1 の 6 頁を御覧になってください。クレーン等に関する学術団体としまして、協会内に学識経験者、民間の専門技術者等から成る 8 つの専門委員会を設け、クレーン災害を防止するための技術的事項について調査・研究をしているところです。それらの研究成果につきましては、クレーン等の安全確保に係る当協会の独自規格であります JCA 規格をこれまでに 42 策定し、技術セミナーや全国クレーン安全大会等の場におきまして広く周知を図っているところです。また、ISO（国際標準化機構）の TC96、これはクレーン及び関連装置に関する国際的な専門委員会ですが、当協会は TC96 の国内審議団体として ISO 規格原案等について検討しますとともに、国際会議へ毎年 10 名を超える専門家を派遣しています。さらに、毎年クレーン等に関する JIS 原案及び改正案について検討をしています。

次に検査・検定事業について説明します。資料 1 の 3 頁です。厚生労働大臣の登録機関として、クレーン等の性能検査及び過負荷防止装置の型式検定を実施しています。平成 21 年度の実績を申し上げますと、性能検査は 9 万 3,985 件、型式検定は 90 件です。性能検査の実施体制ですが、資料 1 の 4 頁あるように全国 41 か所の検査事務所において 176 名の検査員を配置して実施しております。過負荷防止装置の型式検定は、書面審査及び単体試験を本部で実施しまして、実機試験につきましては受験者が希望する試験場

所に試験官が出向いて実施しています。

次に講習・教習事業について説明します。資料 1 の 3 頁です。都道府県労働局長の登録機関として、床上操作式クレーン運転、小型移動式クレーン運転及び玉掛けの技能講習を実施しています。平成 21 年度の受講者数ですが、4 万 7,718 名です。技能講習につきましては全国 27 支部におきまして実施しています。また、免許試験のうち、実技試験が免除される実技教習はクレーン運転実技教習を 4 支部、移動式クレーン運転実技教習を 5 支部で実施して、昨年度は 1,156 名が教習を受けています。

続きまして、資料 2 の改革案について説明します。まず 2 頁目の組織のスリム化ですが、今年度から常勤役員を 2 名削減し、1 名としました。すなわち、平成 22 年度当初は専務理事 1 名のほか、常務理事 2 名が在籍しておりましたが、本年 6 月の定時総会以降、常勤理事については専務理事 1 名のみとし、常務理事は置いていません。全体の職員についても削減を図ったところでして、特に点線で枠囲いされております国家公務員 0B 関連につきましては、本年 4 月に国家公務員 0B を 5 名削減したところです。更に今後の対応ですが、現在、専務理事として就任している国家公務員 0B につきましては、民間からの採用を前提に、平成 24 年 6 月に予定されております次期改選時に公募を実施することとしているほか、職員につきましても 0B 職員の退職後の採用につきましては公募を行うこととしています。なお、出先機関につきましては検査事務所を統括管理するためにブロックごとに置いていた地区検査事務所を本年 10 月に廃止しています。

最後に 4. の事務・事業の改革についてです。3 頁では 3 項目について記載されていますが、そのうちの 1 つ目の就業制限業務従事者に対する労働災害の再発防止に係る講習事業については既に本年 3 月 1 日をもって廃止しています。2 つ目の組織の見直しですが、これまでの状況を踏まえて組織の見直しとして検査・検定部門を切り離して、調査・研究を中心とする公益社団法人となることも含め、総合的な角度から検討しているところです。ただ、当協会が実施している調査・研究事業のテーマは、検査業務からの情報を基に選定することも多く、また、その成果は検査業務や講習にも反映しており、調査・研究業務、検査業務、講習業務は相互に有機的連携をもって行っているところから、調査・研究部門のみを分離することは乗り越えるべき課題は多いと感じているところです。また、イコールフットングという観点から、税制優遇のない一般社団法人に移行することで民間企業と公平な立場で業務を実施することができると考えているところです。

次に、積立資産の見直しについても検査・検定部門を切り離すのであれば、縮減して事業安定化基金とするとともに、調査・研究のための基金を造成することになりますが、一般社団法人となる場合は公益目的支出計画を作成し、内閣府の認可を得た上で財産をそれらに支出していくことになり、積立資産の見直しに係る趣旨は達成できるものと考えています。このような対応を行うことによりまして、省内事業仕分けの問題提起に答えようと考えているところですが、この改革案につきましても本日、皆さまからいただいた意見を踏まえ、今後、理事会等の場におきまして真摯に検討していきたいと思っておりますので、よろしく御審議をお願いしますとともに私からの御説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○大久保座長

ありがとうございました。

(省内事業仕分け室からの論点提示)

○大久保座長

次に省内事業仕分け室から、議論の参考として日本クレーン協会の事務・事業の論点等の提示をお願いします。

○総括審議官

それでは資料 3「日本クレーン協会の論点等について」ということで、省内事業仕分け室で作成した資料です。1 頁、「主要な論点」ですが、このクレーン協会はクレーン等について労働安全衛生法の規定に基づく検査・検定を行う登録検査機関となっております。こういった検査機関の状況について、競争性が十分担保されているかどうかという点が論点かと思えます。参考に、ここにありますように、性能検査については 4 つの団体がありますが、型式検定はここだけということです。実際どこでも基準さえ満たせば手を挙げられるわけですが、実情としてはこうなっているということです。

1 頁の下のほうですが、同じく、技能講習・実技教習ということですが、これについても競争性が担保されているかどうか論点かと思えます。これも、それぞれの講習・教習ごとに実際やっている法人の数を書いています。公益法人等で行っているところと、株式会社等で行っているところの 2 通りがあるということです。

2 頁は全法人の共通事項です。この法人については国からの財政支出はありませんが、事務・事業の実施に当たって無駄はないかといった点です。

組織についても、適切かつ効率的な体制かどうか、また管理部門の体制は過大ではないか、こういった点は論点かと思えます。管理部門については比率 9.8%で、そんなに高いわけではないかと思えます。

2 頁の下の方、不必要な余剰資産などを抱えていないか、内部留保、積立金は過剰ではないかとあります。改革案では、不必要なものはないということではあるのですが、実際に資産としては固定資産、土地・建物等、特定資産、その他ということで 100 億円余りの資産をお持ちということです。内部留保率は基準の 20 を少し下回って、19%となっております。資産については平成 21 年度の数字ですので、今年できた建物が追加されたり、その分特定資産が減ったり、そうした点があると承知しております。

3 頁は、これの関連で法人の財務状況です。固定資産として 22 億円の積立資産、事業運営引当資産とか、特別積立資産といったようなものがあります。これらはどういった目的のものか、これらが目的に照らして適切な水準かどうか。主な特定資産として 26 億円あるわけですが、これについてもどうかといった点が論点かと思えます。

4 頁は、上の方は先ほどの再掲ですので省略します。4 頁の中ほど、検査・検定料ですが、水準が適正かどうかということで、参考に、その他の団体についての例を載せております。性能検査、型式検定についてです。型式検定はその他の団体はありませんので、この団体の算定根拠が書いてあります。

5 頁が、登録教習期間の部分について、これは再掲ですので省略します。

6 頁は同じく、技能講習・実技講習の講習料について、その水準が適正かどうかとい

うことで、関連のところの講習料・受講料を書いております。

7 頁は、先ほど法人から改革案の御提示がありましたが、今後この公益法人としての組織の在り方について、どうしていくのがいいのかと、これが論点かと思えます。以上です。

(議論)

○大久保座長

それでは、議論に移ります。日本クレーン協会の事務・事業の必要性や改革案の妥当性等を判断するため、仕分け人から質問などを行っていただき、議論をお願いしたいと思います。また、厚生労働省の政務三役からも、議論の活性化のために質問など行っていただき、議論への参加をお願い申し上げたいと思います。それでは議論の時間は 30 分を目安をお願いいたします。なお、質問に対してはポイントを簡潔にお答えいただきまして、回答が冗長になっている場合にはチャイムを鳴らさせていただきます。また、制限時間となる 1 分前に、事務局からチャイムを鳴らしますので、その点も御留意ください。なお、この制限時間をお知らせするチャイムは 2 回鳴らさせていただきたいと思っております。それではどうぞ。

○高田仕分け人

実は、私は 5 月 17 日の第 8 回の省内仕分けに参加させていただいております。そのときには日本ボイラ協会にも参加させていただきました。こちらの省内仕分け室作成の資料にもそのときの議論が載っておりますが、また皆様方の協会からも組織の見直しということで、検査部門を切り離して研究活動のということで、この方向性というのはボイラー協会の時と 1 つ方向性がということなのだろうと思うのです。やはり 1 つはこの方向性として参考になるのが、ボイラ協会の事例ではないかと思うのです。一方で、今回皆様方の状況となりますと、当然違う点もあるのだろうと思います。私どももそういうのをもう 1 回勉強させていただくに当たりまして、この辺の類似性と、若しくはこの点は環境が違うのではないかというような点がございましたら、いろいろと議論の論点をお聞かせいただけないかと思った次第です。

○日本クレーン協会専務理事

日本クレーン協会の専務理事の古川でございます。今年の 5 月の日本ボイラ協会の仕分けの関係の御質問ですが、日本ボイラ協会と日本クレーン協会、対象はクレーン、ボイラーということで、それぞれ違う機械ですが、やっている事業はそんなに違っている事業ではございません。調査・研究にしても、日本ボイラ協会さんもやっております。あるいは性能検査、型式検定も同様にやっておられます。それから支部では技能講習、それもやっているということで同じだと思います。ただ、私は他の協会のことを言っても何かと思えますが、財務状況は多少違っているのかなというような気がします。収入、支出のバランス等々、私ども協会と若干違うのではないかなと思っております。以上です。

○小野寺仕分け人

小野寺でございます。御質問申し上げたいのは、実際の現場における事故発生を防止するためにさまざまなご努力をなさっておられるのだらうと思うのですが、資料を見ますと、実際に協会案内を見ますと、事故そのものがかなり以前から見れば減っているということではありますが、製造業でも建設業でも、一定事故が発生している。しかも、この事故で統計されているのが死亡事故という重大事故ですから、死亡に至らない重症あるいは軽症も含めて、事故発生状況というのは深刻なものがあるのかなというふうに拝察するのですが、これらの検査・検定との関係がどうなのかという部分と、講習・教育事業がどのように機能して、成果を上げている面と、まだ上げてないとなれば何なのか。さらに、御質問としては関連で、建設業との関係でいいますと、建災防が同じく、建設従事者の災害防止、労災防止という点ではさまざまな活動をなさっていることは認識しておりますが、その建災防と、当該法人との関連、競合なのかあるいは提携関係なり、協働関係なのか、その辺りについて御質問をさせていただきます。お答えいただければと思います。

○日本クレーン協会専務理事

まず災害の発生状況でございますが、昨年平成 21 年には 80 人の方が亡くなられています。休業 4 日以上死傷者数が 1,859 名、これはクレーン等に係る死傷災害です。それで死亡者数の割合が比較的高いのです。全産業平均しますと、死傷災害全般に占める死亡災害の割合というのは大体 1%ですが、クレーン等に係る災害に絞りますと、それが 4.3%になってまいります。つまり、クレーン等の災害というのは一旦発生すると非常に重篤化するという災害の特徴がございます。

原因については、やはり荷が落下したとか、あるいはクレーン等の不適切な使用、不安全な作業方法、どちらかというソフト面と申しますか、そちらが原因となっているものが、原因分析してみると多くなっております。

先ほど性能検査の関連で御質問を受けたわけですが、我々の性能検査というのは、要するにハードの面の安全を担保するという面です。実はクレーンの性能検査については私どもの平成 21 年の数字ですが、実際に不合格となったのは非常に少のうございます。ただ、検査において不具合を指摘して、補修の指導をしたりして、その結果合格となったものが大体 13%ございます。ですから有効期間内であれば、そのような指導をすることによってクレーンを引き続き使用できるように、すぐに不合格ということではなくて、指導したのが 13%ございます。そのほかにクレーンについては月例の検査とか、年次の検査というのがあるわけなのですが、そういう検査が法的に義務化されている中であって、先ほど言いました 13%のものが不合格になる可能性があるというのは、やはりその性能検査制度というのは、ハード面において有効に機能しているのではないかと、私どもとしては思っております。

それから建災防との関連の御質問でございますが、建災防は、いわゆる建設業の労働災害防止という、ある意味ではクレーンを部分的に含むような場合もございます。というのは、屋外で、例えばタワークレーンとかございます、それから移動式クレーンもございます。ですからその部分においては玉掛けの技能講習等は、建災防の支部の方でさ

れていると思っています。その部分においてはダブっているという面があるわけがございます。

○荒井仕分け人

今の関連なのですが、事故が起こると重篤な結果が起こると、これは素人でもクレーンという機能を想像すると大体想像がつくのですけれども、いまの御説明の中で、起因する原因としては、死亡事故の発生の原因としてハードが何パーセントぐらいを占めているのか、ソフトが何パーセントぐらいを占めているのか、こういう分析はなされているのでしょうか。

○日本クレーン協会専務理事

詳しくは、いま手元には持ってこなかったのですけれども、ハードそのものが悪くて事故に至ったというのは、非常に割合としては少ないと思います。

○荒井仕分け人

想像しても、やはりそうだと思うのですね。ソフトが起因する事故というのがおそらく多いのではないかと思うのですけれども。そうした中では、改革案にあるように、ハードの検査部門は切り離してソフトのほうにウエイトを置くというか、そういうのも法人の今後のあり方としては考えられるのではないか、選択肢としてはあるのではないかと思うのです。先ほど御説明いただいた財務状況がボイラ協会と違うというのは、これはハードの検査に占める検査収入が多いという、こういう意味なののでしょうか。

○日本クレーン協会専務理事

そうではなくて、私の立場でどこまで言えるのかわかりませんが、財務状況が違うというのは、全体の収支バランス、協会としての収支バランスが少し違うのではないかとということで、個々の事情、例えば検査会計がどうかということで申し上げたわけではございません。

○荒井仕分け人

そうすると、仮に検査部門を切り離して、ソフト系の講習とかを中心に行くとなると、この財務諸表を拝見する限りでは、検査を切り離したら 349 人の職員が維持できるような財務状況ではないと思うのですけれど、その辺はいかがでしょうか。

○日本クレーン協会専務理事

現在、検査・検定については厚生労働大臣登録という、ある意味では非常に公的性格が強いというふうに私どもは理解しておりますので、基本的に利益が出ないような状況で運営しています。その部分の穴埋めにつきましては、収益事業の方から埋めているという状況になっています。

○荒井仕分け人

私からは最後にしますけれども、その 349 人の職員のうち、国家公務員 OB が 44 人いらっしゃる。この 44 人の OB が必要な理由というのは、どういうところにあるのですか。

○日本クレーン協会専務理事

従来は、この性能検査自体も、だいぶ古い話になりますが監督署の方でやっておられた時代があるのです。それから監督署の専門官の方は、お役所の方でそういうクレーン等に関する訓練といいますか、研修といいますか、そういうのをかなり体系的に受けておられますので、ある意味では既に相当程度の知識を持った人というふうなことから、以前はお役所の方から来ていただいたという経緯がございます。

○荒井仕分け人

44 人の OB の方、皆さん、この定年退職、60 で定年退職された方が中心なのでしょうか。そうでなければ早期退職、定年退職前にお辞めになっていかれたと、どちらが多いのでしょうか。

○日本クレーン協会専務理事

ずっと以前の話でございますけれども、ここ何年かは OB の方はおられませんけれども、以前の方は 60 歳前で来られる方が多かったと記憶しています。

○労働基準局安全衛生部長

ちょっとよろしいでしょうか、今の点で若干補足させていただきますと、先ほどクレーン協会の専務理事が申しあげましたように、昔は行政の方で検査を実施しておりました、そういう十分な経験を持っている方がクレーン協会なり、そういう検査機関に再就職していたわけです。ずっとそういうのは外に、機関の方に指定時代から出しておりました、非常に検査の経験のある、今の行政職員はほとんどいない、少なくなっております。そういう意味で、今後クレーン協会の方でそういう OB を減らした後、では行政から供給できる体制には全くないという状況でございます。

○荒井仕分け人

ちょっとしつこくて申し訳ないですが、そうすると、どういう時点でこの常勤の国家公務員 OB が減っていくのですか。例えば、現在勤務されている方が 60 歳になったら協会を退職されるので、そのあと補充しないという形で少しずつ減っていくという、こういう理解でよろしいのですか。

○日本クレーン協会専務理事

結構です。退職者の後、基本的に国家公務員は採用しないということでございますので、その退職の時点でだんだん減っていくということになります。

○荒井仕分け人

ゼロになるまで何年間ぐらいかかるのですか。

○日本クレーン協会専務理事

ゼロになるまでですか、6、7年ぐらいではないかと思えます。

○小野寺仕分け人

今の関連もあるのですが、改革の方向性としては検査部門を切り離してということ、その前提にはもう検査部門は民間参入でそれと伍して、あえて独自に法人として維持しなきゃならない状況ではないという御認識があるということなのかどうかという点と、ちょっとわからないのは、研究活動中心の法人にという、そうなる何か独自にこの問題について法人として、つまり社団法人として研究を維持しなくてはならない、どこかの法人あるいは場合によっては国へ戻すことも含めてですが、研究機関として独自に維持することの意味付けというのはどんなお考えなのでしょうか。

さらにいいますと、積立資産の見直し云々言われていますが、職員の方たちがこれだけのスタッフで研究をやるということではたぶんないのだろうと思うのですが。そうすると、職員の人たちをどうなさるおつもり、これは民間にほかの企業があっせんして、受け入れるというような状況にあるのか、その労働条件の問題も当然違いがおりだろと思うのですね。また民間の方でも、それだけ受け入れるだけの構えがあるのか。そういう中でどういう具体的な、何年次にどうしたいという、切り離して研究活動中心の法人に転換させるという具体的な計画がいま練られているのでしょうか。あるのだったら、それをおっしゃっていただきたいと思えます。

○日本クレーン協会専務理事

本日の改革案の中では、検査部門を切り離して研究活動中心の法人とすることも含めてという、1つの選択肢としての位置付けだというふうに私どもは理解しております。先ほど鈴木会長から説明させていただいたように、調査・研究活動というのは、検査・検定、あるいは支部で行っている教育事業と密接不可分な関係にあるのではないかといいふうに私ども理解しております。そういうわけで、これを切り離すことが本当にいいのかどうかというのはもう少し議論をする必要があるのではないかと思っております。

我々事務局といいますか、我々法人としては、実は先ほどの会長の御説明にもありましたように、一般社団法人に移ることも1つの選択肢ではないかと。つまり、検査それから教習、調査・研究三位一体のものを分割するというのではなくて、一般社団法人に移ることも1つの選択肢ではないか。そうすることによって、例えば、今民間企業が参入されておりますが、ご存じのように公益社団法人と一般社団法人ではかなり税制の面では違っているわけなのです。一般社団法人のほうは、かなり普通法人に近いというような税制になっております。そういう意味からも、公益社団法人というかなり税制上恵まれた団体というよりは、一般社団法人の方に移って、共通の基盤でもってお互いにそういう事業をやっていく。それから一般社団法人に移りますと、今までの公益目的財産額というのは公益目的支出計画というものを立てて、公益事業に使ったり、あるいは国、関係団体に寄付するというような、そういう法律の枠組みがあるわけです。いまま

での資産、正味財産で 97 億の資産があるわけでございますけれども、こういったものも含めて、そういった寄付等も含めてやるということは、1 つの選択肢として十分考えられるのではないかと。ですから、こういった選択肢を今後、真摯に検討していこうと、現段階では考えているところでございます。

○小野寺仕分け人

そうしますと具体的に切り離しを前提にした検討が行われているというわけではなくて、それも視野に入れて、もっといえば、公益法人から一般法人に移行して、何とか今の体制を維持しながら存続していくという方向を主要には考えているということなのか。

○日本クレーン協会専務理事

そのとおりです。

○安念仕分け人

一般社団への移行というのは、私はおそらく唯一の選択肢だろうと思う。というのは、御法人がやっておられることはもう民間が参入しているわけですから、公益法人でやらなければいけないというそのレジティマシーもない、率直にないと思います。そこで問題は、御法人の場合、年間の収入が大体 60 億のうち事業収入が 40 億で、7 割ぐらいがその事業収入ということになっているのです。だとすると、そもそも公益認定というのはもう受けられない財務体質なのではないかというのが、第 1 点です。その点はどういうふうにお考えかというのと、もう 1 つ、もしも一般社団に移行した場合、既に何回も御指摘の、公益目的の基金を作って、長い間に支出していかなくてはいけないのですが、これはいくらの基金で支出したほうがいい、つまり正味財産全部永々と使っていかななくてはいけないということになると、御法人としては、いわば丸裸になってしまいますね。一方、クレーンや何かで相当償却資産をお持ちだろうと思うのですが、一般社団になると、それも固定資産税がかかってきてしまいますね。この点は今後のビジネスモデルとして、固定資産税がかかってもしのいでいける、しのいでいけるといのはちょっと失礼な言い方ですが、そこら辺のビジネスモデルの御検討というのは、もう入っていらっしゃるのでしょうか。

○日本クレーン協会専務理事

必ずしも十分ではないですけど、ある程度のシミュレーションはしております。まず、公益社団法人に移行できないのではないかと御指摘でございますが、先生がおっしゃったのは、たぶん公益目的事業比率が 50%ということをおっしゃったのではないかと思います。私どもが公益目的事業として何を考えるかですが、検査・検定、あるいは支部で行っております技能講習、それから安全教育、そういったものを公益目的事業と内閣府の方で認めていただけるのであれば、これは 50%を超えてまいります。ですから、それは可能性の問題でございますので、内閣府のほうではどういう御判断をされるのかというのは、それはよくわかりません。

それから後のビジネスモデルということで、では今後の公益目的支出計画をどう考えるかということですが、まず計画の期間ですが、大体 30 年から 40 年ぐらいを考えています。現在、正味財産は 95 億円ございますので、40 年で割りますと、大体 2 億 5,000 万という数字が出ています。では、これをどう毎年返していくかということなのですが、1 つは、先ほど言いました調査・研究事業、これは公益事業として位置付けをさせていただきたい。大体 7,000 万円から 8,000 万円支出がございまして、これはほとんど収入のない事業でございまして、そうすると 2 億 5,000 万から 8,000 万円引きますと、1 億 7,000 万という数字になります。これをまず国又は関係機関に寄付をしてくという、そういう格好を今考えています。

○吉田仕分け人

吉田と申します。いろいろありがとうございます。今回、事務・事業化とか、ありがとうございます。これで多少なりとも財務体質改正されると思うのですが、実は基準がどこにあるかわからないのですが、検査料とか検定料ですね、企業もこれだけのものを負担して検査を受けているわけなので、ここに関して引き下げるとか、そういうプランはありますでしょうか。

○日本クレーン協会専務理事

はい。基本的には検査会計に関しましては収支のバランスをとるということを基本に考えております。したがって、そこから利益が生み出せないような、利益が残らないようなことで、基本的には考えています。検査料につきましては、実は昨年 8 月に、一部 3%ほど下げております。それから今年の 7 月には、複数台検査割引制度というものを作っております、5%料金は下げております。これは、どういうのかといいますと、同じ日、同じ時間、同じ場所で、クレーンを 2 台検査した場合は、それは手間としては相当減るわけでございますので、5%ですけれども料金を値下げするということで、今年の 7 月からさせていただいております。

○吉田仕分け人

わかりました。ありがとうございます。

○大久保座長

それでは私の方からいくつか質問をさせていただきたいと思います。会長はどういうご略歴でいらっしゃるのですか。

○日本クレーン協会会長

私は、大学の出身でございます。大学の機械工学の教授を長くやっておりました。ちょっと申し上げますと、日本クレーン協会は 40 数年の歴史を持っておりますけれども、最初の 20 年間ぐらいは、実は東京大学の工学部長とか、そういう学識の方が会長、あるいは副会長も学会の方がした歴史がございまして、したがって学術団体、特に日本機械学会、日本の工業の学会ではたぶんいちばん大きい、4 万人ぐらいの会員がいる学会でござ

ございます、そこでの協力関係が非常に強かったという歴史が、まずあったと思います。実は、私はクレーン協会との付き合いは大変長うございまして、40代の助教授の頃に、日本クレーン協会の地震対策というのですか、その専門委員として関わって、その後もずっと関わってきたというような形の中から、3年まだ経っておりませんが、3年前に会長ということで、御指名を受けたと理解しております。私は東京都立大学の工学部長等をやっていた、全くの研究者でございます。

○大久保座長

どうもありがとうございました。ちなみに年に何日ぐらい出ていらっしゃると。

○日本クレーン協会会長

大変これは難しゅうございまして。特に最近で申し上げますと、このところは毎日用がございまして、出ております。どんなことがあっても週に1回はいろいろな打ち合わせ等もありますので出ておりますが、主として私は技術畑の出身でございます。先ほど申し上げました専門委員会が8つございまして、そういうところにもかなり出ているということのほか、先ほど出たISOのクレーンの、私は日本の代表をしておりますので、ISO関係の国内会議、それから毎年これはかなりの日数でございますが、海外のほうにも日本代表のISOの委員として出席したりしております。ちょっと何日かは、手帳を見ればわかりますが、そういうことでございます。

○大久保座長

すみません、そういう意味で、それ無報酬なのですか。

○日本クレーン協会専務理事

毎月、会長として25万円をお支払いしております。ボーナスは一切ございません。

○大久保座長

理事が40人近くいらっしゃるのですが、これはなぜこんなに多く人数が必要だったのですか。

○日本クレーン協会専務理事

実は支部が27支部ございます。支部は従たる事務所ということで、予算の範囲内で種々事業計画を組んでやっているわけなのですが、やはり今後の公益認定あるいは公益認可の中で、支部に対するガバナンス機能というものを発揮する必要があるのだろうということから、今年の6月に、従来は18の支部長さんが理事になっていたものを、9名増やしたという経緯がございます。つまり、全員の支部長さんに本部の理事となっていたいただいた経緯がございます。そういうわけで他の理事の数を減らしたわけですが、結果的に昨年と同じになったということでございます。

○大久保座長

その中で報酬を受けていらっしゃるのは何人いらっしゃるのですか。

○日本クレーン協会専務理事
ゼロです。

○大久保座長
会長だけということですか。

○日本クレーン協会専務理事
そうです。

○大久保座長
それから収支の計算の中身の方なのですが、ちょっとこれ細かくはよくわからないのですが、その事業収入の中に、図書刊行収益が 2 億 7,500 万円あって、内部取引消去で 2 億 6,700 万円消しているのですが、これはどこを相殺をしているのですか。

○日本クレーン協会経理部長
図書の販売については、本部と支部と両方で売上げが計上されてきますので、そのときに本部と支部を一緒にしたときに売上げを内部消去しております。

○大久保座長
本部での売上げが 2 億 7,000 万円上がっていますね。支部の売上げというのはどこに上がってきているのですか。

○日本クレーン協会経理部長
支部の売上げは、教材収益という科目の中で上がってきます。

○大久保座長
教材費ですね。

○日本クレーン協会経理部長
はい。

○大久保座長
だから実際外部の売上げというのは 800 万円だけで、あとは実際に検定講習の中で買っていたらと。

○日本クレーン協会経理部長
支部の方は、自分のところで使う講習と外部の登録講習機関に販売しているものが

ございます。

○大久保座長

外部だけに販売しているのは、どれぐらいの金額になるのですか。

○日本クレーン協会経理部長

それはちょっと出しておりません。

○大久保座長

この検定試験については、試験ごとの収支というのは計算されていらっしゃるのですか。試験ごとに係る収支です。

○日本クレーン協会経理部長

検定試験ごと、検定収益ですね。検定の方は1件ごとには出しておりません。

○大久保座長

その検定にかかるコストというのは、その収益は出してないですか。もうちょっとはっきり申し上げると、検定料を取っていらっしゃると思うのですけれども、この算定に当たっての根拠的な数字というのはどこにあるのですか。かかる経費ですね。

○日本クレーン協会経理部長

それも検定諸費の中ですべて、科目の中では検定事業費というのもございますけれども。

○大久保座長

これ、検定にかかるのは670万円しかかかっていないということですか。

○日本クレーン協会経理部長

そうですね、90件ぐらいですから。

○大久保座長

それに性能検査というのがありますね。質問したかったものの資料がちょっと出てこないですが、いわゆる検査・検定料の金額を定めるとき、それが妥当かどうかということ判断するとき、どういう数字を持ってくればいいのかということなのですが。

○日本クレーン協会専務理事

積算の考え方についてのご質問でしょうか。

○大久保座長

そうですね。こちらにありました、資料1の3頁の左下に、性能検査料と型式検定料

と技能講習料とありますけれども、これらの算定の基礎。

○日本クレーン協会専務理事

それにつきましては 5 頁に、もう少し積算根拠というものが書いてございます。それにつきましては性能検査の手数料、ここでは 5t 未満の天井クレーンの性能検査料金の内訳が書いてございます。まず人件費については、これは検査業務に関わる職員の給与の 1 時間当たりの金額というものを出示まして、それに対して検査に要する時間数というものを掛け算して算出をしております。

○大久保座長

では、間接経費はどうやって計算に載せていくのですか。

○日本クレーン協会専務理事

この下の方の物件費のところにあるわけですが、例えば事務所とか事務機器の賃借料、光熱水道費、消耗品費、通信運搬費、検査旅費、こういったものにつきましては、人件費と同じような考え方でもって、積算をしております。

○大久保座長

わかりました。最後に 1 つなのですが、他にも似たような試験をやっているところがあるのですが、結構競争は厳しいですか。どういうふうに、例えばこちらで受けなきゃいけないとか、ほかのところを受けなきゃいけないと決めていくのですか。

○日本クレーン協会専務理事

これは、受検者の方がどちらを選ぶかということで、私どもが無理やり検査を受けてくれということではございません。

○大久保座長

そうすると、受検者というのは何を根拠に選んでくるのですか、実際問題として。

○日本クレーン協会専務理事

たぶんそれはいくつかの要素があると思いますけれども、検査の技術的なそういう信頼性であるとか、あるいは場合によっては検査料金、そういったものを総合的に判断されるのではないかと思います。

○大久保座長

その 4 つの中で、いちばん検査料金が高いわけではないですか。

○日本クレーン協会専務理事

そうです。高くはないです。

○大久保座長

わかりました。ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

(仕分け準備)

○大久保座長

それではここで議論が一区切りついたところでございますので、日本クレーン協会については、仕分け人からの御意見をいただくため、お手元の評価シートに御意見を御記載ください。時間は2分あります。制限時間となる1分前に、事務局においてチャイムを鳴らしますので、御留意ください。

(仕分け意見の表明)

○大久保座長

記載いただけましたでしょうか。それでは評価シートに沿って、日本クレーン協会の事務・事業等について仕分け人からの御意見をお願いしたいと思います。お一人方、1分程度でお願い申し上げたいと思います。それでは荒井さんの方からお願いいたします。

○荒井仕分け人

それでは僭越ですが申し上げます。協会さんの本体そのものについては安念先生からお話がありましたけれども、中長期的なビジョン、一般社団化するのかどうか、もう少し明確な改革案をお示しをいただいて、研究いただいて、そこへ向けてのロードマップと申しますか、何年でどういう改革をするのかというのはもう少し明確にさせていただいたらいいのではないかと思います。それから議論の中にもありましたけれども、ハードとソフト、これやはりどちらが労災の原因としては、元々は労災防止が大きな法人の目的なのではないかと、どちらに大きなウエイトがあるのか明確に分析をさせていただいて、その上で法人としてどちらにどうシフトしていくのかというのも研究していただければいいのではないかと申します。よろしく申し上げます。

○安念仕分け人

先ほど既に申し上げたところですが、企業が参入し、あるいは参入可能である以上、現在の仕事を公益事業であると定義するのは、私はもう無理であると思います。したがって、一般社団法人化するという前提で、あの改革案を私は支持いたします。その際、BSの約100億の規模のうち約90億が正味資産で、それは今まで永々と御努力なさって、貯め込んだという失礼ですけれども、随分貯められたのですが、今の理事、執行部にとっては非常なある意味で重荷になります。その点は率直に御同情申し上げます。

○小野寺仕分け人

先ほど別の仕分け人の方から出たのと同じでありますけれども、先ほど質問して、残念ながら明確な改革案というのは、現在検討中ということで、方向性だけは何かもう既に持たれているとは思いますが、それを早急に提示して、検討を、他の意見も求めるという形で1回検証してみる必要があるのではないかと。その上のことではありますけれど

も、果たして一般法人として存続させるという場合でも主要な事業を何に置くのかというところで、先ほどさらに調査・研究と講習というところに主要な存在意義を見出していくとすると、果たして一般法人として存続させることの意味付けがそれしか本来選択肢がないほど意義があるといえるのかどうかというのが、よくわかりません。他の法人との統合なり、場合によっては大学等々の他の研究機関との統合等も検討されて然るべきなのではないかという意見は、当然出てくると思います。そういうものを視野に入れてもなお、一般法人として存続させることの意味付けがあるのだというのを、きちっと積極的に提示されるのであれば、していただきたいと思います。

○高田仕分け人

組織の見直しの方針といたしまして、検査部門を切り離して研究中心のという。ただ、こちらがまだ完全な1つのオプションということではないということであるといえますと、その方向付けというものを明示する必要は、やはりあるのではないかと考えております。もし、研究中心ということであるといえますと、積立て資産のところでございます、正味資産のところのあり方といったところが、やはり非常に重要な論点になってくるのではないかと。それも含めた1つの道筋というのが必要になってくるのではないかと感じた次第でございます。

○吉田仕分け人

改革案はもうちょっと細かいプランを出していただきたいというところと、私が質問しているのは検定料とか検査料ですね。この辺は重機械を扱っている企業にとっては結構負担が大きいと思います。積み重なるとね。ですから、そのプランの中に、その負担をもうちょっとやわらげる、引き下げる、大幅な引き下げですね、それを盛り込んで立てていただきたいというのが、願いです。以上です。

○大久保座長

最後私の方からであります。大方ほかの仕分け人の方がおっしゃったことと全く同じでございます。改革案そのものとしては必ずしも十分なものではないというふうに、客観的に伺っていても感じたところでもあります。どちらかという、他の事業者との競争環境の中で取り組んでいくのだと、こういう点であればそれはそれで1つの方法かもしれませんが、ちょっとこの数字を見る限りで中身を見ていないから何とも言えませんが、少なくともこの業界は競争条件が非常に厳しい状況にあるわけでありまして。やはり更なる検定料の引き下げということは当然検討すべきであって、いわゆる直接経費に対する間接経費の割合がやはり高いという感じがいたします。おそらくここに出ている数字は、決算書上の数字を集めてくればこの数字が積み上がるだけであって、それが経費削減の努力をしたということが必ずしも出ているものではございませんから、やはりそういったことを示して、業界全体にその意義をもう少し明確にしていってこそ、この業界団体が生き残っていく、私は重要なミッションなのではないかと。また公益認定を受けられるかどうか私どもが言う前に、公益認定委員会のほうでたぶん認定が下りにくいのではないかなという気がしないでもと思いますので、それはあえて申し上げま

せん。

今後一般社団化されていくと、非常に厳しいのはこの職員の方々が 345 人もいらっしゃいますので、いきなり路頭に迷うようなことをされないためには、いまから戦略を取っていかないと、これから経営費が厳しくなれば、講習だって皆受けなくなるでしょうし。やはり検定だって最低限になっていくでしょうし、ますます収益悪化していくことは大体推測がつかますので。今のこの時期にこれからというのはちょっと遅いのではないかなと思うぐらい、先手先手で一刻も早く、もう少しスリム化したプランを立てていかれることをお勧めしたいと思います。

それから、どう考えても理事が多過ぎますので、一般社団法人で考えれば、この規模であれば多くて 4 人が限界ではないかと思うのです。ガバナンスというのは別に理事にしなければガバナンスにならないわけではありません。一般の企業も各支店長や、例えば支部長が役員になっているわけではありませんので、執行役員制だといろいろな制度があります。ガバナンスを効かせるためにはもうちょっと機動的なガバナンス機能というものを持っていかないと、少なくとも外目から見たときには極めて非効率的な組織ではないかと疑いがかかることも事実だと思います。もうちょっと運営の実態に即したようなガバナンス体制を作っていられることがいいのではないかと考えます。失礼いたしました、私からは以上でございます。

(仕分け意見の結果発表)

○総括審議官

それでは各仕分け人の方からの評価シートの速報の集計を発表させていただきます。

まず 1 つ目、検査・検定事業についてですが、これについてはお 1 人の方が「改革案は妥当」、ほか 5 人の方が「改革案では不十分」ということでございます。内訳としては、事業そのものを廃止とかそういった御意見はございませんが、登録要件の緩和など、他の民間法人の参入の促進という方が 3 人、それからこの法人で事業継続するけれども、更なる見直しが必要ということで、実施方法の見直しとか検査・検定料の見直しなど、こういった御指摘をされる方がお 2 人ということですよ。

2 つ目の講習・教育事業、これも登録事業ですが、これについてもお 1 人の方が「改革案が妥当」ということで、残り 5 人の方については「改革案では不十分」ということです。これも、廃止とかそういった御意見はありませんが、やはり登録要件の緩和など、他の民間法人の参入促進という方がお 2 人、それから法人で事業継続するが、さらに見直しが必要という方が 3 名です。

それからこの法人全体の組織・運営体制ですが、これはそれぞれコメントがありましたとおりでして、「改革案が妥当」という方はお 1 人で、「改革案では不十分」という方が 5 人ということですよ。以上です。

(政務三役からのコメント)

○小林厚生労働大臣政務官

今日は大変長時間にわたりまして、仕分け人の方にはいろいろな角度から御熱心に御議論いただきまして、本当にありがとうございます。申し遅れました、厚生労働大臣政

務官の小林正夫と申します。今日の論議を聞いておりました、やはり無駄をなくして効率的な行政運営を目指していく、こういう方向でこれからもしっかり取り組んでいきたいと思っております。なお、私は技術屋です。日本は特に国土が狭くて、これからも地中深く、あるいは天に高くこういう構造物を作っていく、これが日本の姿、これからもなっていくのだと思っております。そのためには小さいクレーンから大型のクレーンまで使って、工事がこれからも行われていく、このことは間違いないと思っております。

したがって、技能講習だとか、あるいは実務訓練、こういう技術を磨いて、労働災害がない職場にしていかななくてはいけないということ強く感じました。また、安全は何よりも最優先する。これが私の考えていることをございまして、これからもそういう意味で安全作業のしっかりできるような体制を構築をしていきたい、このように思います。本日いただきました御意見、政務三役におきまして日本クレーン協会の最終的な改革を決定してまいりたいと考えております。このあと、もう 1 法人の論議が残っておりますけれども、秋の省内事業仕分けは本日を以て最後となります。4 月から 7 月、そして 9 月から今日まで大変仕分け人の方にはお忙しい中、御意見を賜り、本当に感謝申し上げます。今後ともこういった論議が活発に行われて、更なる効率的な行政を目指して、しっかり対応していきますので、今後とも御指導のほどよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○大久保座長

ありがとうございました。本日の議論や仕分け人からの意見を踏まえ、厚生労働省におかれましては、日本クレーン協会の改革案のさらなる検討、取りまとめを引き続きお願いいたします。以上で、本クレーン協会の事業仕分けは終了いたします。どうも誠にありがとうございました。

(法人及び所管課入替)

○大久保座長

次に、給水工事技術振興財団の事業仕分けに移りたいと思っております。

(省内事業仕分け室からの説明)

○大久保座長

初めに給水工事技術振興財団について、簡単に省内事業仕分け室から概要のご説明をお願いします。

○総括審議官

資料 1 の 1 頁、「法人概要」です。基礎データで、役員は常勤 1 名、非常勤 20 名で、このうち国家公務員出身者は常勤 1 名、非常勤には国家公務員出身者はいません。職員は 17 名、この他に非常勤職員が 1 名で全部で 18 名です。このうち国家公務員出身者が、常勤 1 名、非常勤 1 名です。予算については、4.0 億円ですが、国からの財政支出はありません。本年 9 月 30 日時点で厚生労働省出身の専務理事が退任され、自由公募によって 10 月 1 日からは、新しい専務理事の方が就任されてます。

「主な事務・事業」では、給水装置工事技術の普及、給水装置工事技術者の養成・訓練がありますが、いちばん下の指定事業で給水装置主任技術者試験事務ということで、いわば国家試験の事務を指定を受けて行っています。これがメインの事業で、予算規模として3.1億円です。

「組織体制」は、右のほうにあります。地方組織はありません。本部のみで、管理部門の割合は7%、以上です。

(担当部局・法人からの事業説明)

○大久保座長

引き続き、所管部局・法人側から、給水工事技術振興財団の事務・事業の概要を説明いただくとともに、当該法人の改革案の提示をお願いします。ポイントを絞って、13分以内で簡潔なご説明をお願いします。また、手元の資料にて説明を行う場合には、どの資料に沿って説明しているのかを明確にした上で、ご説明をお願いします。制限時間になる1分前に、事務局において、チャイムを鳴らしますのでご留意ください。それでは、お願いします。

○健康局水道課長

健康局の水道課長です。資料1、法人概要に基づきまして、ただいまの総括審議官の説明を若干補足させていただきます。法人の規模等については、ただいまの報告のとおりです。主な事務・事業である給水装置主任技術者試験について少し説明いたします。次の頁で「給水装置工事事業者制度」です。水道指定工事店制度の見直しに絡んで、水道指定工事店といいますのは、新築住宅等に新しく水道管、給水管を引こうとする場合、水道局の持っている水道管に孔をあけて、そこから分岐するような工事をやるわけです。こうした工事の不良あるいは不適切さというのは、漏水事故を招いたり、そこから汚水が入ったりすれば、国民の健康に直結するという事態を招きかねないことから、水道事業者は、工事に必要な技能・知識を有する者を指定する制度でずっと行ってまいりました。この制度につきまして、「平成8年以前」とありますが、一定の改革がなされましたが、それ以前につきましては、それぞれの市町村で独自の基準、条例などに基づいて資格試験を行ったり、講習を行ったりする指定をしてまいりました。即ち市町村の数だけ指定要件があり、指定要件がまちまちでした。例えば給水区域内に事務所があること等参入規制的な要件もあり、行政改革委員会のほうからの規制緩和の要請で、全国レベルでの新しい資格制度を作って参入制限とはならない、あるいは客観的かつ合理的な資格にすべきだという指摘をもらいまして、平成8年に水道法を改正いたしました。

次の頁では、指定要件の統一化・明確化をすることで国の資格を持つ技術者がいる工事業者は、すべての市町村で申請に基づいて給水装置の工事ができるような制度といたしまして、そのための国家資格として給水装置工事主任技術者の制度を設けたことがこの大きな枠組みです。下にありますように給水装置工事事業者が申請をすれば指定を受ける仕組みにしています。

次の頁では、試験機関との関連で国が指定試験機関を指定いたしまして、そこが試験を実施して合格者に対して国が免状を交付するという仕掛けです。次の頁の技術者試験

についての概要です。平成9年から試験が始まり、受験者29万人、これまでの合格者が10万8,000人強ということです。試験科目は8科目あり、試験手数料は16,800円です。最近5年間の受験者数の推移は、平成17年度19,600人余りから21年度15,795人で少しずつ減っているような状況です。毎年の収入、支出を見ますとぎりぎりのところでプラスであったり、マイナスであったりする状況で推移しています。

最後の頁で給水装置というもののポンチ絵を示しております。配水管から分岐をしていく給水管ですが、同じく地中には他にもいろいろな管がありまして、なかなか難しい工事をしていただくことになっております。改革案については法人のほうから説明いたします。

○給水工事技術振興財団理事長

続いて私のほうから説明いたします。財団理事長の藤田です。いま説明がありました資料1の最終頁に給水装置の絵があります。水道の術語で給水装置とはこの絵に書いたように配水管を分岐して水道の水が空気中に出る蛇口の出口まで、これを給水装置と呼んでおります。この給水装置工事が一般の管工事と大いに違う点は、空の管を相手にするのではなくて、3階、4階まで達するような大きな水圧がかかっている配水管に孔をあけネジを切り、配水管を接続するという点であります。もしこの作業に失敗しますと、近所一帯が断水になり、そうなりますと広い範囲に迷惑がかかるだけでなく、圧力が低下して配水管の中に汚水が吸い込まれるという恐れがあります。また、この絵にありますように工業用水管等いろんなパイプが通ってます。ときとしてこの工業用水管に給水管を繋いでしまって長い間工業用水を飲んでいたというところもありました。他にも、給水装置に起きやすい特有の誤接続や事故がありまして、訴訟になったこともあります。さらに悪いことは、これは地中に埋まっていたり、民家の中にありますので一度間違った配管をするとこれを見つけることはほとんど不可能なわけで、事故が起きて初めてそれがわかるということになります。こういうことから、給水装置工事の技術的責任を負う技術者には広い知識が必要ですし、直接工事を行う技能者には高い施工能力が要求されるわけでありまして。

配水管に孔をあけられる立場の水道局、孔をあける立場の工事事業者があるわけですが、それぞれを代表する団体が1つは「日本水道協会」、後者のほうは「全国管工事業協同組合連合会」、長くなりますが略して「全管連」と申します。私どもの財団は、この両者の出捐で設立されたものです。この2つの団体が指定工事店制度の規制緩和により、給水装置工事の技術者、技能者を養成するシステムが無くなることを憂慮してこれを再構築したいと当財団を設立したわけです。このようなことから、当財団の事業に関しましては、両団体の全面的なバックアップを受けています

本題の資料2の1頁、改革案に入ります。1.の組織のスリム化です。財団の役員は、理事19名、監事2名の21名です。理事19名のうち1名は常勤、18名は非常勤理事です。先ほども述べましたが厚生労働省出身の常勤理事は平成22年9月末日に退任し、公募により10月1日に新専務理事が就任しました。ここにも書いてありますが、今後の改革とし、法人制度改革に伴って新法人に移行する際には、理事の数を5、6人削減したいと考えています。また、下にあります職員については、現員18名ですが、業務を見直し

平成 23 年度には 1 名削減する予定です。2. の余剰財産、3. の国からの財政支出については該当するものではありません。

次の 4. 「事務・事業の改革」に入ります。役員の削減については、申しあげましたとおり、常勤役員の報酬規程を見直し、報酬を約 20% 減額しました。これは既に行ったことです。職員の削減については、受験者数が減少傾向にある、また、あとに述べます受験申請の簡素化により事務作業の軽減が図られることで、職員 1 名を減員する予定になっています。これは先ほど申しあげましたとおりです。

「経費の削減」です。試験委員、試験の監督員、警備員の人数は、これまで万全の態勢を取ってきましたが、既に 13 回試験をやった経験からこれまで大きな事故がありませんでした。業務内容を見直して、経費の削減を図ろうと考えております。また、このあとに述べます受験申請の簡素化により経費の削減が期待できます。

「受験者の負担軽減」についてです。2 つありますが 1 つは、受験願書です。これまで郵送で届けていましたが、今後はインターネットを活用して受験願書をダウンロードできる方針に改めるよう検討しております。もう 1 つ、受験資格には、実務経験 3 年でこれを証明する実務従事証明書を受験ごとに提出することになってはいますが、連続して出願する場合に、初回の書類を有効とするような方式にできないかを検討しているところです。

いちばん下の「手数料改定」です。受験者が減少傾向にあること、事業効率化による経費節減効果の状況を踏まえまして、受験料が改定できるかを検討してまいりたいと考えております。

最後の頁、「見直しに当たっての課題」に移ります。給水工事は、地域に根ざした中小企業の従業員が主な受験者になっています。受験者の利便性を考慮すると、全国 8 地区で試験をしていますが、全国 8 地区の開催は必要最小限だと思っております。これを減らすことは、これ以上は無理です。むしろ開催地を増やしてほしいという要望が各地からあります。最大の問題は、会場の確保が年々難しくなっていることです。この時期はいろんなところの試験のシーズンで、それとぶつかり難しくなることもあります。借用費の安い大学に重点をおき会場の選定をしていますが、大学は大学でオープンキャンパス等が入ってイベントが行われて突然キャンセルされることも多く、毎年対応に苦慮しています。以上で私の説明を終わります。

○大久保座長

ありがとうございます。

(省内事業仕分け室からの論点提示)

○大久保座長

次に、省内事業仕分け室から、議論の参考として、給水工事技術振興財団の事務・事業の論点等の提示をお願いいたします。

○総括審議官

それでは、資料 3、給水工事技術振興財団の論点等について、省内事業仕分け室作成

のものです。1 頁、乱丁になっております。謝罪申し上げます。1 頁「主要な論点」は、給水装置工事主任技術者試験の実施事務について指定を受けておりますが、これが効率的に行われているかどうかがいちばん最初の論点かと思えます。技術者試験の最近の 5 年間の収支差をこの参考に掲げています。年によりまして、2,000 万円ぐらいの黒字の年、1,000 万円ぐらいの赤字の年。要するにいろいろ上下するこのような形で、会場の設営等でご苦勞されているとのことですが、そういった点でどうか。受験者・合格者では、受験者については、若干少しずつ減っているような傾向にあるのか。合格者については、5,000 人前後の年が多いかなと思えます。3、4 倍の合格率ということかと思えます。

下のほうの試験の手数料（受験料）は適切な額が設定されているのかどうか。これも論点かと思えます。これは政令で 16,800 円と定められているのが現状です。

次に 2 頁では、「共通事項」で、ここの法人には国からの財政支出はないということですが、実施にあたりお金の使い方無駄はないかどうか、これが論点になります。

組織体制では、組織については、役員数が 21 名、非常勤の人が 19 名です。少し数的には 20 名を超えています。

2 頁の下のほうでは、不必要な余剰資産などを抱えていないかということで、基本財産を除きますと、2 億円余りの資産になっております。内部留保率は 17% です。

3 頁では、ここは上のほうが重なってますので省略いたします。3 頁の下のほうでは、試験の実施に当たりまして、受験者の利便性の確保を十分に考慮されているかどうか。先ほどありましたように、最低でも 8 箇所と考えているようですが、最近の実施箇所はこのような所になっております。いちばん下は重なってますので省略いたします。

4 頁では、国家試験に関わる・携わる職員、あるいは常設委員会の委員という方についての採用、選任がきちっとされているかという点が論点かと思えます。公平性、専門性を担保する仕組みはどのようになっているのか、それぞれの科目ごとに選任されている試験委員の一覧を参考につけております。以上です。

○大久保座長

ありがとうございます。

(議論)

○大久保座長

それでは議論に移ります。給水工事技術振興財団の事務・事業の必要性や改革案の妥当性等を判断するため、仕分け人から質問などを行っていただき、議論をお願いいたします。議論の時間は、約 30 分を目安をお願いいたします。質問に対しては、ポイントを簡潔にお答えいただきたいと思います。回答が冗長になっている場合には、チャイムを 1 回鳴らしますので、ご留意いただきたいと思います。また、制限時間となる 1 分前に事務局においてチャイムを鳴らしますので、ご留意ください。この制限時間をお知らせするチャイムは 2 回鳴らします。それでは、仕分け人の皆様、よろしく申し上げます。

○高田仕分け人

ご説明どうもありがとうございました。理事長の話の中で水道事業の重要性と申しますか、工事の重要性を改めて認識させていただきました。どうもありがとうございました。

今回皆様方の組織を考えますと、90年代半ばの行革のときに参入障壁の中での時代の要請と申しますか、そういったものの中で1つの国家試験の指定機関としてということだったと思います。そういう意味ではそれなりに時代の要請のところをこなしてこられたと私は思います。

一方では、私が門外漢の者として感じますのは、昨今非常に例えば水事業、水道事業、日本の1つの競争力として非常に評価されるような時代にもなってきたわけです。今回の組織の1つのあり方が技術者の養成であり、研究開発といった点であるとしますと、そういう新たな時代の要請に対して、1つの競争力等を発揮し得る機関としての、そういう発想みたいなものはないのかと感じる次第です。そうした論点みたいなところは、今回は試験だけでしたが、何かありましたら教えてください。

○給水工事技術振興財団理事長

最近言われている国際競争力という点です。日本の水道が世界に冠たるという冠をつけて時々話されますが、世界に冠たるのは特にこの給水装置工事のところで発揮されている点が多々あると私は思っています。そここのところですが、どうも今は給水装置工事は、世界に出ていく雰囲気ではありません。国内でいかに仕事をこなすか、あるいはいかに仕事を増やしていただくかというようなことに専ら目がいってしまっていて、国際的にはなかなか給水工事までやるというところには、いまのところいっていないと思います。浄水場、取水、送水だとか、大体そこまでが国際的なもので、給水までいきますと、日本の御家芸が発揮できると思うのです。日本の給水が上手くいっているのは、国民のレベルが高いというところもありまして、外国に行って日本と同じように上手くできるかはなかなか問題があるかと思っています。

○高田仕分け人

そういった点も含めてハード、ソフト両面での技術力みたいなものはなかなか評価されないのか、もしくはそういったものの技術力を高めるといようなことを、一般的に広めることはなかなか起こりにくいものですか。

○給水工事技術振興財団理事長

外国に出て行くときは技術力だけではなくて、マネージメントの力だと思います。こういう技術力をもっているから、こういうマネージメントで行くという、そういうマネージメントをする人に付いていくということであれば、非常に上手く行くと思います。

○健康局水道課長

少し補足をさせていただいてよろしいでしょうか。日本の水道の漏水率が非常に世界に誇れるというのは、ここの工事の部分がきちんとしているとのことで、こうした給水装置というものをきちんとした仕組みの中で、いい工事をやっていくという仕組みその

ものをまず外国にうまく広めていくと、そこを最初にやるべきだなといま先生のご質問を受けて感じたところで、我々も勉強していきたいと思います。

○小野寺仕分け人

試験の実施状況に関連して質問なのですが、1万5,000人前後の方たちが受験して、5,000名前後が合格。先ほどのご説明で、中小企業で実務経験3年をされた人たちに受験資格があるという意味で言いますと、果たしてこの合格率は低いと見たほうがいいのか、高いと見るのか、かなりレベルが高水準の試験だと評価していいのかどうかというのが1点です。

あと、実施との関係で、多くの方が利便性の問題と会場確保の問題をおっしゃるのですが、これは毎年何月実施ということが何かで決まっていて、それ以外はできないと。つまり、大学なり、そういう施設を利用できる期間との関係で柔軟に対応すれば、もっとたくさん、しかも安く借り受けることができるのではないかという素朴な発想があるのですが、それがそれぞれの大学等々が目一杯使う時期にぶつけて試験というのは、何か期間限定というのがあって、考慮の余地がない中で苦勞なさっているということなのかどうなのか、そこも質問したいと思います。よろしくお願いします。

○給水工事技術振興財団国家試験部長

合格率は、経年的に申し上げますと、30%前後を上下しているということで、ご指摘のようにそんなに易しくない試験であるという認識はしております。そういう意味で、毎回毎回問題を作るに当たり、給水装置工事主任技術者にふさわしい問題かどうかというのを、試験委員会の中で反省しながら作っていると。結果的には、やはり20%後半から50%弱ぐらいのところを上下しているというのが実態です。

もう1点ですが、試験会場は、試験を10月の第4日曜日ということで決めております。試験会場の確保は10月の第4日曜日以降、次年度にわたって、どういう試験会場がいちばんいいのかということで調査をして、値段、大きさ、1会場の必要な収容人員が決まっておりますので、そういうので選定して行って、大学の中でも高い所と安い所がありまして、そういうのをいろいろ選定しながら、4月ぐらいに仮予約という形。大学のほうは契約をしていただけないで仮予約という形でやりまして、最終的に9月に最終調査を行って契約をするという手順です。

先ほど話が出ましたオープンキャンパス等というのが、年度当初、仮予約あとにそういうことがあってキャンセルということがありまして、その場合は次善の策の大学ということで、契約をしているのが実態です。いずれにしても、10月の第4日曜日というのがほかの国家試験が重なる場合があります、既にもう埋まっているという実態があります。

○小野寺仕分け人

いや、お聞きしたかったのはその10月第4日曜日というのは、何か義務づけられて、それを動かすことができないような拘束がある、またそうだとすれば、何か意味があるのですか。

○給水工事技術振興財団理事長

それは、決めておかないと、ほかの試験の人たちがそこへ来てしまうので、ここをまず席取りをしておかなければならないということがあります。

○小野寺仕分け人

ですから、決めるのは極端に言えば6月であろうが、7月であろうが、あるいは11月であろうが、それは財団で適宜決められるということですか。

○給水工事技術振興財団国家試験部長

実態的に申し上げますと、年度当初から試験委員を立ち上げて、問題を作って、問題の確定をして、それで問題の印刷をして、そういうような手順でいくと、やはりどうしても10月ぐらいにならないとできないという実態で、結果的に10月の第4日曜日という決定をしていると。

○小野寺仕分け人

それと関連ですが、合格率がいまのような厳しいというのは、このテストに合格して資格を取ると、中小あるいは自営で、一人親方のような形、あるいは自営業者として独立というところに道が開かれていくわけで、それだけに一定の水準を担保しなければならないというのはわかるのですが、3年従事しても、実際にはその従事者はなかなかその水準を超えるような、合格率を高めるようなレベルになっていないのが実状だと、7割近くが不合格、レベルが低いのだということなのではないでしょうか。それともハードルが高すぎるという面も、声としてはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○給水工事技術振興財団国家試験部長

主な論点の1頁に試験科目が書いてありますが、合格基準として1科目ごとの最低点と、管工事施工管理技士という、これは国土交通省の資格ですが、この番号でいくと7番と8番がそれを持った方の免除科目なのですが、その7番と8番を除いた1番から6番の合計の最低点と、1番から8番の全部の合計の最低点。ですから、縛りが3つかかっているのです。そういう意味では、満遍なく得点をされて、その基準の点を超えないと合格できないと、そういう仕組み上の難しさもあると思います。これはやはり給水装置工事主任技術者に求められている要件だと私どもは考えて、こういう基準を作っていると。

○荒井仕分け人

従来、水道事業者ごとに個々にやっていたものを、規制緩和ということで国家試験化されたということで、地方自治体、水道事業者との関係という点で、微妙なバランスがあるのかなど。特に水道協会から出捐をされている団体ということもあって、そうした微妙なバランスもあるのかなど思うのです。そうした中で、17名の職員の方のうち、国交OBが常勤1名ということなのですが、地方公務員出身者というのは何名ぐらいいら

っしゃるのでしょうか。

○給水工事技術振興財団事務局長

事務局長でございます。水道事業体から 8 名、その他の団体から 3 名、財団採用が 5 名というような内容です。

○荒井仕分け人

天下りという、国公 OB が何人いるか、現役出向が何人いるかという点がとかく注目されると思いますが、この事業の場合にはやはり同様に地方公務員出身者も何名いらっしゃるかというのは同じレベルで公表して、そういう方たちを今後どうするかというのはやはり明確にする必要があるのではないかなと私は思うのです。天下りという概念から言えば、国交だけがいけないのではなくて、すべての公務員に同じルールを適用して、同じ目で見るとはいいのではないかなと私は思うのです。是非、今後は地方公務員も含めた公務員出身者が何人いるのだ、という公開をしていただきたいと思います。そういう中で、大変失礼かも知れないのですが、公募で選定された、10 月 1 日に選定された新専務理事の前職は。

○給水工事技術振興財団専務理事

私は専務理事の江郷です。私は昭和 43 年から水道事業体にいまして、最終的に水道事業管理者、水道局長をやらせていただいて、今年の 3 月で退官して、その後、民間の積水化学工業というのがあるのですが、そちらのほうへ行かせていただいたということで、民間のほうを出ています。

○荒井仕分け人

そうすると、理事さんも広義では公務員 OB ということなのではないでしょうか。昔はそうだと。

○吉田仕分け人

改革案をありがとうございました。先ほど皆様のご質問にあったとおり、受験者数が平成 19 年度から平成 20 年度までに 2,000 名近く減ってしまっていて、合格者もそれに大体同等減っていますので、この分析というのはやられていますか。ここの事業としては、これは大切な部分です。合格者と受験者数が減ったということ自体は、これは大きな問題なので、これが実務経験 3 年の影響なのかどうかというところは分析されていますか。

○給水工事技術振興財団国家試験部長

受験ごとに、どの年代の人が出願して受けているかという、そういう分析はしているのですが、経年的に見ますと、いわゆる就業者数が低減しているという影響をまろに受けて、20 代の方の受験者の低減率がすごく大きい。これはいろいろ議論があって、やはり就業者数が減っている影響であろうと。ほかの試験機関の方も、そのように言っておられます。こういう就業関係の国家資格のトレンドとしては、そのような分析で、それ

以上の全体の需要と供給ということであると、いま表立ってそういう分析はしておりません。

○吉田仕分け人

今後、ちょっと分析をしたほうがいいと思うのと、私は合格者数を増やすというところが課題かなと思うのです。受験者数は減っていく可能性があるのですが、合格者数を増やすというところ、講習とか、そういうのを強化していければなと思います。あと、先ほどちょっと話がありましたので、受験の月なのですが、実は私もいろいろ受験していて、やはり10月の日曜日、第3週、第4週は集中するというのは、私も自分で経験しています、ここは何とかするのではないかなと思うのですね。ずらし方というのですかね。繁忙期ではなくて、もうちょっと時期をずらすというのは、私は可能なような気がします。別に何か法則で決まっているわけではないと思いますので、それはやったもの勝ちだと思うのです。宅建もその辺に集中していますので、それは取り組んでいただければありがたいと思います。以上です。

○安念仕分け人

もし、この試験制度がない、資格制度がないと、どういう世の中になりますか。つまり、水道事業者としては、この資格試験、資格制度がないからと言って、誰でもどうぞ、水道管に好き勝手に横っ腹に孔をあけていいですよと、そんなことにはならないわけです。駄目なものは駄目と言って拒否することは当然、配水管は水道局の持ち物なのだから、技術の信頼できない人は駄目だと言えざるものものであって、この資格制度がないとどうしても困るということに本当になるのであろうかというのが第1の疑問です。

その次に、この試験なのですが、先ほどご説明があったように、確かに空の管に孔をあけるのではないのだから、圧のかかっている水がゴーゴーと流れている最中に孔をあけて、ネジを切つてというのは、それは確かに難しいだろうと思うのです。素人考えだと、それなら、孔をあけてネジを切ってみると、そういう試験になるのが当然なのではないかと思うのですが、そういう試験になっているのかというのが第2点です。

第3点目は、実務経験が3年ということですが、もちろんこれはこの試験に合格しないと給水装置の工事はできないのだから、そこでいう3年というのは、給水装置の施工のそれ自体ではないですね。何か別のもの、無資格でもできる何かということだろうと思うのですが、それはどういうことを意味するのでしょうか。

○給水工事技術振興財団専務理事

まず、資格試験がなくなるとどうなるかという話です。先ほどの説明の中で申し上げましたように、いままでは水道事業者がそれぞれ資格試験、そういったものをやった結果で作っていて、それがバラバラであるから統一しようということをやったものですから、やはりそれがなくなると、水道事業者としては先ほど先生がおっしゃったように誰にやらせればいいのか。先ほどあったように、水道施設の安全・安心で水を配ることができるという、担保するものがないということになるかと思いますが、なくなるとちょっと困るということで、いまさらまた元へ戻って、それぞれバラバラにということに

はちょっといかない、そういう状況にあらうかと思います。

○大臣官房審議官

ちょっと補足しますと、平成 8 年以前は市町村、水道業者さんがバラバラだったわけですね。ですから、A 町の業者さんが B 町に行こうと思っても、そこへ行けないようになっていたのです。ですから、これがなくなったときに、そこに戻るかどうかはありますが、そうするとやはり広い所から業者さんが選べるというのが、まず 1 つなくなってしまう可能性があるのだと思うのです。平成 8 年以前に戻るという意味ではですね。そういう意味では、それぞれの技術を持った方がやればいいのですが、それぞれどういう運用がされるかというところになってくると、同一平面で一定の水準以上があれば、ある意味広域的な所から業者さんが選べるということが、いまできているのだと思うのです。それがまた壊れてしまうのが良いかどうかというご判断が 1 つあらうかと思います。あと、試験の内容とか、またこちらはお願いしたいと思えますけれども。

○健康局水道課長

先に実務経験との関係でいえば、いわば主任技術者の下で具体の作業をやるということで、実務経験を積んでいるということでした。

○安念仕分け人

似たような作業というのは、どういう意味ですか。だって、孔をあけてネジを切るのは、この資格がないとできないでしょう。

○健康局水道課長

いいえ、その人の下で具体の作業をする人間ということ。

○安念仕分け人

差配するにはこれが必要だということですか。

○健康局水道課長

はい、そうです。

○給水工事技術振興財団理事長

監督・指導する役割です。

○安念仕分け人

だって、いちばん最初の説明だと、孔をあけてネジを切るのが難しいのだとおっしゃったのではないですか。

○給水工事技術振興財団理事長

そうです。そのとおりです。その人を選ぶのもこの人なのです。主任技術者なのです。

こいつにネジを切らせよう、ちゃんとやれというのが、国家試験を受けている主任技術者の仕事。

○安念仕分け人

いいですか。孔をあけてネジを切るのは、誰がやってもいいのですか。

○給水工事技術振興財団理事長

それは車の両輪で、私どももそちらの仕事もやっておりますが、配管技能者講習会とこのをやって、その技能者を要請しているのであります。これは国家試験ではありません。

○安念仕分け人

国家試験ではない。私を雇う人間はいないけれども、私がやっても別に違法ではないわけですか。差配する人間についての試験資格制度だということですか。

○給水工事技術振興財団理事長

そうです。

○安念仕分け人

わかりました。要するに孔をあけてネジを切るという実技科目がないのは、それはそれで試験の目的からして当然と、こういうことになるわけですね。わかりました。

○大久保座長

私のほうから何点かお聞きします。この試験制度そのものについては、重要なものかもしれないし、技術的なことを私もよく知りませんので、今日のお話を聞いていれば重要なのだろうということはわかるのですけれども。ただ、試験の実施主体として、こちらの団体でなければいけないという理由がどこにあるのかというのを、何かご説明いただけないでしょうか。

簡単に申し上げれば、民間の事業者で、いま試験、資格の会社というのは非常にたくさん出てきております。彼らは大変効率的にやっています、間接経費の比率が受験料に対してものすごく低いのです。それは非常に厳しい中で、多種多様な試験制度をやっているのですが、そういう最中でこの試験を実施するに当たって、専門の財団でなければいけないというところの理由を、ご説明いただければと思います。

○健康局水道課長

やはり国家試験である関係から、1つの機関で一貫した試験で、一貫した問題の水準、合格率が担保されることが必要だろうと思っております。毎年、試験をする所が変わるとか、あるいは複数あって合格率が違うということは、受験者のほうからしても好ましいことではないと思っており、当財団で一貫した技術力の下に試験をやっていただくのが適当だと思っております。

○大久保座長

それでも 1 団体に、例えば入札ではないのですが、そこに発注していけば、その問題はほとんどクリアされますよね。

○健康局水道課長

実際この試験を、ある期間、相当安定してやっていただく必要があるかと思しますので、こうしたそのための組織が望ましいと私どもとしては考えております。

○大久保座長

先ほどのご質問とかぶるのですが、受験者数が減少してきているということに対して、これからそれをどうやってリカバリーして、収益を改善していこうというご努力をしていこうとしているのか、もう少し具体的に、いま経営計画等々をお作りになっていらっしゃるのを教えていただきたいのですけれども。改革案の 2 頁目ではよくわからないのですけれども。例えばマーケティング 1 つにしても、こういうところに問題があるから、こういうところに手を打っていくのだとか、もう少し具体的に話を教えていただきたいと思うのです。

○給水工事技術振興財団専務理事

いま 4. の改革案の中で出しております、いわゆる経費等を削減してやる方法と、もう少し受験者に受けやすいような施設とか、インターネットを使うとか、あるいはそういったものを踏まえて願書申込み、受付を楽にするとか、そういったものも少しずつ軽減する、楽になると思っています。そのほかに、やはりいまからそれぞれやられるときに、こういった仕事が必要であることは皆さんご存じですので、その辺の重要性を事業体、あるいは管工事業者さん等に PR をしながら、もっとどんどんやっていきたいと、そのような思いはしております。

○大久保座長

もうちょっと突っ込んでお話を伺いたいののですが、受験者数は今後増えると思いますか、それとも減るしか方法はないのかということの見通しと、それに対して具体的にどうやって収益性を確保していくのかという具体的施策ですね。そういう方向に向かうということはわかるのですが、これとこれとこれの手を打つことを考えているということがあれば、具体的に教えていただきたいのですけれども。

○給水工事技術振興財団理事長

受験者数については、当初の財団ができたころ、受験票を提出するといえますか、受験の希望者は最終的にどのぐらいになるか、1 万 8,000 ぐらいだろうということだったので、いま現在は 1 万 7,000 ちょっとになっています。当初の予測を少し狂わせており、いまの傾向でいきますと、1 万 7,000 から 1 万 6,500 とか、その辺が最終の底になるのではないかと考えているところですが、これはただトレンドだけでして根拠はあ

りませんが、そのように考えております。

○小野寺仕分け人

ちょっと関連で質問をいいですか。割り込んですみません。先ほどメインが試験だということだったので、あえてお聞きしなかったのですが、給水装置工事技術者の養成および訓練、その事業ももちろんなさっているということとの関係なのですが、給水事業に携わる人たちが中小企業の従事者が多いということ、これは現実なのだろうと思うのです。国家試験へ向けての準備をする上で、そういう人たちの養成というのは、どんな講座をどんなレベルでなさっていて、受験者は当財団のそういった講習なり訓練なりを経験した上で受けている人が、どのぐらいいるのか。

そういう機会に恵まれないまま、日々労働という意味では従事しているけれども、試験科目を見ますと公衆衛生概論、水道行政論、給水装置工事法、ここからはだいぶ技能的なものになってくるのかもしれませんが、給水装置施工管理法、法律論あるいは事務論も入ってくるようです。決して予備校的な意味で言うつもりはありませんが、こういったことについての講習を受けて合格していくのと、全く講習なしで職人さんがポンと受けて合格するのと、その実態との関係で、当財団が何か合格率を上げるための努力を、全国レベルではこんなことをやっているのだというのがあるのであれば、あるいは民間が、業界がそういうことをやっているのを支援しているのだとか、そういうのがあれば教えていただきたいと思います。

○給水工事技術振興財団理事長

この財団の発足当時は、全国にこういう類というのか、名前は違いますが、専門技術者がいたわけですから。その人たちに対しては講習をやって、資格を与えたとか、その人たちが15万人ばかりいるわけですが、それまでにそういう資格を持っていた人たちは、そういうことで皆さん、もう新しい資格といいますか、持っておられます。

その後は、そういう講習をやっておりませんで、訓練、育成の立場から申しますと、水道技術書を発行して読んでいただく。どちらかというと国家試験を受けて、資格を取得した人に対して研修会なども行っていたのですが、それは法律もだんだん変わっていきまして、特に水質基準などは毎年のように変わりますので、そういうもののアフターケアをするのに研修会をやっていたのですが、研修会というのは義務も何もなくて、お金だけ出さなければならないというので、なかなか受けに来られない。というので私のほうでも考えて、やはり資格を取った人がどんどんスキルアップしていかないといけないということで、eラーニングというのを始めました。これは資格を取得した人なら誰でも自由にアクセスできる、そういうものを実施しております。それから、先ほどの孔をあける人です。配管技能者講習会というのを毎年、全国で行っております。これは実技とデスクワークですが、実技が主です。

○安念仕分け人

水道工事の需要というのは、建物が建たないとなかなか振るわないという関係ではないのですか。

○給水工事技術振興財団理事長

それはもちろんあります。それはもちろんありますが、パイプというのは更新していかなければならない。

○安念仕分け人

それはもちろん。

○給水工事技術振興財団理事長

1%ずつ更新していかなければならない。それは1%ずつ更新したって、更新するのに100年かかるわけです。その1%更新しても、大体日本の戸数が5,000万所帯ですから、その1%ずつは絶対に必要なわけですね。

○安念仕分け人

末永く仕事がある。

○給水工事技術振興財団理事長

それにプラス新築家屋が必要なわけです。

○安念仕分け人

わかりました。ありがとうございます。

(仕分け準備)

○大久保座長

議論は尽きないところですが、ただいま議論をいただいた給水工事技術振興財団について、仕分け人からご意見をいただくため、お手元の評価シートにご意見を記載ください。時間は2分です。制限時間となる1分前に事務局からチャイムを鳴らしますので、ご留意ください。

(仕分け意見の表明)

○大久保座長

それでは、評価シートに沿って、給水工事技術振興財団の事務・事業等について、仕分け人からのご意見をお願いします。お一方1分程度でお願いしたいと思います。

○荒井仕分け人

先ほどもちょっとご意見申し上げたように、水道事業者と地方自治体と、非常に密接な関係がある事業だと思うのです。私は個人的に地方自治体の事業仕分けに全国お伺いして、この宅地内給水設備の問題が、先ほど理事長さんがお話になられたように、何か問題があると発覚するのは工事直後ではなくて、相当な年限が経ってからまだ問題が出てくる。例えばかつて鉛管を置いていたとか、その鉛管がまだ残っているエリ

アというのが日本にはいっぱいあるわけです。そのときの問題が、事業者にあるのか、工事者にあるのか、あるいは自己責任なのか、これは非常に難しいところがあると思うのです。

そうした意味から考えると、もともと水道事業者が区域内の事業者を保護するために、区域外の事業者を排除するというのですか。そのために作った指定工事店という、この制度をなくすために、規制緩和するために国家資格にしたわけですから、それが排除できれば、私は試験とか研修とか講習は、水道事業者にお任せしてもいいのではないかと思います。問題とか資格の統一さえ中央政府でできれば、実態の個別の主任試験へのケアとか主任へは、自治体がもう少し関与してもいいのではないかと思います。理由としては、おそらくそういう理由で、財団さんのほうにも地方の水道事業者出身の方なども入っていらっしゃるのしょうから、地方自治体を活用すれば、もう少し良い方向が出るのではないかと思います。

○安念仕分け人

財団さん単体としては、お出来になることはおそらくそんなにたくさんはないので、今回お示しいただいたような改革案の方向になるというのは、これはしょうがないと思うのです。ただ、いまのところは独占事業ですから、そうである以上は受験料を値下げしてほしいとか、受験者の利便性をもっと向上してほしいという要望に応えなければいけないのは、これは当然のことだと思います。したがって、組織についても一層のリストラをしなければならないのは、これもまた当然のことと私は思います。

ただ、この制度については、御財団自身の問題であるよりも、一層、制度の問題だろうと思います。つまり、そもそもこういう試験制度の合理性があるのかということ。それから、仮にあるとしても、指定法人に独占させることが妥当かという、そっちのほうが大切なことであって、何でもかんでも御財団にこうやってこうやって努力しろというのは、ちょっと御財団に対して酷であろうという感じがいたします。

○小野寺仕分け人

水道工事に従事しておられる方たちの資格取得前の講習というのが、やはりその受験生たちの実態というものを十分踏まえた形で、多様な講習を受ける機会を担保しているのかどうか。その辺りは是非検証して、積極的に展開されてはどうか。そのためには、事業者あるいは事業者団体の協力が不可欠なのだろうと思うのです。そういう意味で、そういう所との協調も含めておやりいただきたいと思いますし、取得後の技術レベルの維持・向上というのも、その延長線上では年々スキルアップしていくということとの関係でも、是非重視して取り組んでいただきたいと思います。

また、新築、あるいはメンテナンスとの関連でもそうですが、改修工事での技術者のレベルの維持、あるいは優秀な従事者の育成というのは、その受益者にとってみれば本当に財産あるいは生活、それを維持するか破壊されるかの直接的な被害で、時間がなから申し上げませんでした。私が近々すぐ自らの問題として遭遇した悲惨な事故があるものから、是非是非ご尽力いただきたいと思います。

○高田仕分け人

試験の議論については、たぶん一定の要件も必要なのだろうと思いますし、そのための対応というのは、これまでも先生方から議論がありましたように、いろいろな論点があるのだろうと思います。ただ、私自身は先ほど申しましたように、時代の要請としての行革という中から生まれたものであるといたしますと、いまの世の中ですと、本当に成長戦略ではありませんが、技術協力と申しますか、場合によっては ODA というか、そういった論点の中での 1 つのソフトの技術力と申しませうか。こういったものも発展途上国などを見ておられますと、非常に必要とされているのは、まさにこういう技術なのではないかと思うわけです。

こうした発想も、やはり必要な状況なのではないかと私は思っております。実は試験のこういったこと自体のクオリティコントロールという発想を、新たなものに結び付けていくというものも、本当は必要なのではないかと思っております。たまたま今日いただきましたこのパンフレットも英文にもなっておりますように、こうしたものをより広めていくのも必要ではないかと、改めて感じた次第です。

○吉田仕分け人

事業の効率化の案を出していただいて、これはそのまま進めてもらって結構だと思いますが、ちょっとこの中で足りないのが、やはり受験者と合格者をどうやって維持、増加させていくかということところです。就業者の減少というところはありますが、その抜本的な対策とか、その辺をもうちょっと深掘りしてほしいなと思います。

あと、いま出させてもらっている見直しに当たっての課題、これは私としてみればクリアできる課題だと思っています。難しくないと思っています。先ほども言いましたように、何も 10 月の第 4 日曜日に当てる必要はないので、それは変革という意味で全然変えられることではあると思うのです。その辺はご検討いただければと思います。以上です。

○大久保座長

私のほうからは、今日お話を伺っていて、必ずしも財団でやらなければいけないということに関する理由が、ちょっとよくわかりませんでした。ただ、私は一方的に民営化したほうが良いとは必ずしも思いませんが、少なくともいま独占的事業をやっている中で、競争的環境に置かれたときにどうすべきなのかということを検討して、その上で取り組んでいただくようなご努力をしていただくことが、将来そういった民間委託の可能性も私は十分にあり得ると思います。少なくとも民間委託すれば質が落ちるなどという概念そのものは調達の問題であって、民間委託して競争をかけることだってできるわけです。そういう時代が来たときに、競争に堪え得るだけの強い体力を作っておくべきではないかなと感じました。

それから、いまのような非常に景気の悪い時代の中において、やはりもうちょっと具体的な経営計画をお示ししていただくことが必要ではないか。少なくともこの短時間の中で十分ご説明されなかったのかもしれないかもしれませんが、プレゼンテーションについてはわかりにくかった、というのが正直な感想です。これからどういう具体的なアクションをと

っていくのかということ、端的・的確にご説明いただかないと、やはり経営形態としても十分な機能を果たしているとは、なかなか言いにくいのではないかと。

改革案についても、出されているものについて私から見ると、大変僭越ではございますが、極めて危機感が低いなという感じしか受けなかったのです。例えば職員の削減数1つにしても、経費の削減率1つにしても、この程度のことであれば当たり前のことであって、むしろもう少し抜本的な解決策や、こういった取組みをすればすごいなど。

ともすれば、誤解しないでいただきたいのは、役員の報酬を下げたということが書かれておりますが、これは私はすべての委員会で申し上げておりますが、役員の報酬を下げるということ自体は反対していきまして、いまは高いとも低いとも言いがたいところがあるのです。ただ、経営陣の方々がそれに見合うだけの計画をきちんと立てて、実行されているかどうか問題であって、ただ規制の業種の中で検定試験の中に従来どおりやっているようであれば、大幅に削減していただくしかないでしょう。この財団をもう少し発展的に、さまざまな改革案に取り組みられるのだったら、むしろそれだけの報酬を払うべきであって、それに合致するためには、それだけの経営計画をきちんと示していかないと。具体的に受験者数の推移だとか、ターゲットだとか、あるいはそれに対してどれだけ周知していくのか。例えば受験票をダウンロードできるようにするなどというのは、極端なことを言うと、こんなのは今日決めれば明日できることであって、これから検討しますという内容ではないのではないかなと。

そういったものが改革案に出てきてしまうと、印象として決して良いものではないのですから、大変生意気なことを申し上げましたが、今後こういった財団が生き残っていくためにも、もう少しそういった具体的な経営計画をバシッと示していただくことが必要なのではないかとということを実感いたしました。私も終わりました、一応、仕分け人のすべてのご意見が終わりました。ここで、省内事業仕分け室のほうにお願い申し上げたいと思います。

(仕分け意見の結果発表)

○総括審議官

評価シートの集計を発表させていただきます。この試験事務の指定事業については、「改革案が妥当」とするご意見はお一方のみで、5名の方は「改革案では不十分」ということです。内訳としては、「指定制度自体を廃止をして、自治体へ移管をすべし」という方がお一方、「他の民間法人を指定して実施をする」がお一方、「この法人で事業継続するが、更なる見直しが必要」という方がお三方ということでした。

組織・運営体制については、「改革案が妥当」とする方はお一方のみで、残り5名の方については「改革案では不十分」というご意見でした。

(政務三役からのコメント)

○大久保座長

本日の議論や仕分け人からの意見を踏まえ、厚生労働省におかれましては、給水工事技術振興財団の改革案のさらなる検討、取りまとめを引き続きお願いしたいと思います。それでは、給水工事技術振興財団の省内事業仕分けは終了しました。ご協力いただきま

して、ありがとうございました。

続いて、事業仕分け室から報告事項があるようですので、ここからの進行については再び事業仕分け室のほうにお戻し申し上げたいと思います。

(報告事項)

○総括審議官

続きまして、議題 2「報告事項」の「統計調査の省内事業仕分け報告について」です。統計調査については、専門的な部分が多いということで、通常の仕分けとは違って 1 回の議論で結論を出すというのではなくて、統計調査に詳しい仕分け人の方も交えて、数回にわたる議論で検討するといったこととなりました。このため、従来からの省内事業仕分けの仕分け人の方に加えて、実際に統計を利用されている仕分け人が加わった場において、本年 11 月から 4 回にわたって議論をいただいていたところです。今般、その議論の結果が報告としてまとめられました。本日は、その統計調査の省内事業仕分けの事務局であります、大臣官房統計情報部から報告をお願いしたいと思います。

○統計情報部企画課統計企画調整室長

統計の省内事業仕分けの事務局をしておりました統計情報部の統計企画調整室長です。今般、報告書が出来上がりましたので、ご紹介いたします。1 頁の 2 に、「統計調査の仕分け」というものが書いてあります。これは先般、10 月 18 日の省内事業仕分けのときにも発表しましたが、統計の事業仕分けは一般のものとはちょっと異なる、プロジェクト方式で仕分けを行うこととされて、このプロジェクト方式の統計調査の事業仕分けに当たっては、専門的・技術的な面での検討が必要であるということで、統計の専門家を交えた仕分け人 8 人により、4 回の検討を行っております。今般、この検討の結果が報告書としてまとめられたものです。

1 枚めくって、いちばん上のパラグラフのいちばん最後ですが、今回の仕分けの観点です。いちばん最後にありますが、予算額、目的、活用実績、調査の方法等の一覧を参照しつつ、今後、個別の統計調査を検討する際の視点に関して、全般的な検討を行ったという位置づけになっております。

具体的に論点ですが、これはⅡにあります。いくつかありますが、まず「統計調査間の調整について」ということで、重複排除にとどまらず、調査間の関連付けを強化するといったことで、ほかとの調査結果が比較できるような形になるかどうかという観点から、検討を進めるべきであるということ。統計の調査の方法については、現行の方法に比べて、もっと効率的なものがあるかどうか検討すべきであるということなどが言われております。

次に、「行政記録情報の活用」ということで、調査するまでもなく、行政に届け出られている情報について活用すべきであるということ。「オンライン調査の推進」ということで、インターネットを用いた調査も活用すべきであるということも言われております。「回収率の向上について」もかなり検討されておりますが、今後も一層、回収率を高めるということで、「回収率向上の取組みを一層実施すべきである」とされております。

3 頁のいちばん下、「統計調査の PR について」ということで、調査自身が何に使われているかということがわからないと、なかなか協力を得られないだろうということ、今後もホームページなどにおいて周知を図っていくべきであるとされております。

4 頁の(5)「統計調査の費用対効果の検証について」ということで、費用については金額で出ますので、比較的議論しやすかった面がありますが、統計調査の効果については、なかなか指標化そのものが難しいという形になりました。とはいえ、何もしないわけではありませんが、統計調査がどのような情報を提供しているかなどを周知することにより、効果を明らかにするような取組みが必要であるとされております。費用の削減については、調査方法の変更等により、調査委員調査を郵送調査に切り替えるということにすると、コストの削減は図れるのですが、そういったことによって調査の精度、信頼性が低下しないように配慮すべきであるともされております。

(6)「統計調査の利活用度合い」ということで、どういった形で使われているかという視点が(ア)の①から⑤まで掲げられております。「国民の利用度合いに関する視点」ということで、どういった形で利用されているかということ把握することはなかなか難しいのですが、例えばということ、4 頁のいちばん下の①、②のようなものが例示されました。

5 頁の「統計調査の結果提供」ということで、まず早期化を図るべきであるということ、月次調査では 60 日以内、年次・周期調査では 1 年以内という指針が実際にあるわけですが、これにとどまることなく、できる限りの早期化を図るべしとされております。公表早期化のための取組みはもういくつか実施されておりますが、これを積極的に取り組んでいくべきだということ、①から⑤の取組みが掲げられております。

(2)「厚生労働統計の活用について」ということで、統計への容易なアクセスということ、政府統計の総合窓口、いわゆる e-Stat というものがありますが、これに原則載せるということ。

6 頁ですが、現在、厚生労働省のホームページにもいろいろ出ておりますが、この辺がものによっては詳しく出ていたり、そうでなかったりというものもありますので、この辺は統一して、利用しやすいようにすることを推進すべきであると言われております。②「二次的利用の推進」ということで、これは統計法で政府が統計調査を行います、行政側が利用するのを一次利用としますと、それ以外の方々が利用するものが二次利用または二次的利用です。こういったものも、秘密の保護に配慮しつつ実施を推進していくべきであるとされました。

7 頁ですが、以上の視点・論点を踏まえた具体的な検討は、技術的、専門的に行う必要があるということ、別会議を設けて行うべきであるとされております。統計調査については、統計法により基幹統計と一般統計と 2 つに分けられており、基幹統計においては政府に設置されております統計委員会において議論・審議されることになっておりますので、ここで別会議を作った場合には、それから漏れる一般統計について重点的に検討すべきとされております。定期的な見直しということ、上記の別会議においては、定期的に見直しができるよう、開催時期の工夫をすべきであるということ、さらに、確実にそういった見直しが反映されるような措置も講ずべきであるとされました。

最後に、「統計ガバナンス機能の強化」ということで、厚生労働省で統計調査は約

100 本行われており、そのうちの約 3 割が統計情報部で実施されるにすぎないということで、必ずしも省内すべての統計について、制度および政策的意義を高めるような指導、助言等の役割を十分に果たしていない面があるということで、別会議における定期的な見直しとは別に、統計情報部が省内のすべての統計調査についての一元的な調整機能の強化を行うことで、統計の省内ガバナンスの機能の強化を図ることが何より重要であるとされました。報告書の内容については以上です。

○総括審議官

本日、統計調査の省内事業仕分けの委員のお一方であります中山弘委員にお越しいただいておりますので、この仕分けの概略について何かコメントがありましたら、ご発言をお願いします。

○中山仕分け人

皆さんから何かコメントがあったあとに。

○総括審議官

そういったことで、統計の仕分けの報告について、何かご発言がありましたらお願いします。

○荒井仕分け人

素晴らしい報告書だと思いますが、省内の事業仕分けということで、ある程度限界はあるのかもわかりませんが、国民から見れば政府内で似たような調査が別の省庁でも行われているのではないかと、こういうことは国民も気付いていると思うのです。そういう意味で、厚生労働省発信で、もう少し政府内の統計調査の横の連携といいますか、関係性について、ダブった統計調査は行わないようにしようとか、そういう意味での視点での議論というのは、なされなかったのでしょうか。

○統計情報部企画課統計企画調整室長

実は冒頭からそういった議論がありまして、先ほども申しましたが、政府内では政府が統計調査を行う手続等を決めた統計法というのがあります。先ほど申しましたように基幹統計と一般統計と分けられており、基幹統計は政府で重要な統計と位置づけられたものについては、省庁を超えた統計委員会という所で審議するという形になっており、重複の排除等、ないようにチェックされているという形です。あと一般統計においては、調査を実施するに当たり総務大臣の承認を得るという手続になっており、その中では基本的には重複がないように審査されるという仕組みになっております。

○総括審議官

もしよろしければ、中山委員をお願いします。

○中山仕分け人

ご説明がありましたように、今回 4 回に分けて統計調査の仕分けを行いました。冒頭ありましたように、もともとこの認識は統計調査の効果効率、それからスピードをもっと早くすべきではないかということから始まったわけです。いま荒井さんからお話がありましたように、同じような調査をしている。つまり、いろいろな調査をやっているの、もう少しそこを整理・統合すべきではないか。あるいは、それがもっとガラス張りで見えるようにすべきではないかという意見は出まして、そういったこともこの中をよく見ると見直すべきであると書いてあるわけですが、全体的にまとめてしまうとよくわからないところもあります。そういう意味で、これまでの議論がこの最終的な報告書にうまくまとめられているとは思っています。

ただ、一方でいま申し上げたように、何となくオブラートにくるんだような感じのところがありまして、具体的に何をどこまでということに記載しているわけではありませんで、書きぶりといいますか、やっている人たちは大体どんな議論があったかはわかっているわけですが、これを積極的に取り入れて、かなり変えていくのか、それともほどこほどにして収めてしまうのか、これはそのあとの取組み方によるところが大きいと思っています。そういう意味では、折角今回 4 回やったわけですから、それを活かすとするならば、やはりこういった仕分けを継続的にやっていただいたほうが、あるいは今回わかっている人たちがまた話を聞いて、何がどれだけ変わったのかということが把握できたほうがよいのではないかと、そのように当事者としては思っております。

○総括審議官

この統計の報告についても、個々の事業仕分けの結果とともに政務三役に報告をさせていただきます。また、いまありましたように、仕分けの結果のフォローといいますか、そういった部分も大事なのだと思います。そういった点について、心して、この統計にかかわらずすべてについて、また報告させていただきたいと思います。それでは、だいぶ時間をオーバーしてしまいましたが、本日の議事は終了でございます。

また、先ほど小林政務官からありましたが、年内の省内事業仕分けは本日をもって終了ということですので。本日まで出席されていない方もいらっしゃいますし、もうお帰りになった方もいらっしゃいますが、仕分け人の皆様におかれましてはお忙しいところ貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございます。来年もどうぞよろしく願いいたします。また、日程はこれから調整ですが、年明けにこの秋の事業仕分け結果を踏まえた最終的な改革案について報告をする場を設けさせていただく予定であります。是非よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。